

平成25年4月23日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成24年(ワ)第28617号 告訴状受理等請求事件

口頭弁論終結日 平成25年3月5日

判 決

原 告 竹 原 光 江

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

被 告	東 京 都
同 代 表 者 知 事	猪 瀬 直 樹
同 指 定 代 理 人	松 下 博 之
同	宮 崎 な つ み
同	宮 本 英 行
同	菊 池 和 彦
同	三 浦 成 友

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、1万円を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、原告が、その運営するブログにコメントを書き込んだ訴外北詰淳司（以下「北詰」という。）を被告として告訴状を提出しようとしたところ、被告の公権力の行使に当たる公務員である警視庁中野警察署（以下「中野署」という。）の署員らは、これを受理せず、他方、同じく被告の公権力の行使に

当たる公務員である警視庁池上警察署（以下「池上署」という。）の署員は、原告を被告訴人とする北詰の告訴状を受理したため、被告の公務員の行為が、公平性を欠き、違法な行為に該当するとして、被告に対し、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償として1万円の慰謝料の支払を請求している事案である。

2 前提となる事実

- (1) 原告は、「光江の裁判記録（再生可能エネルギーの普及・脱原子力）」とのタイトルでブログを運営していた。しかし、平成24年3月ころ、北詰が原告のブログに書き込んだコメントを巡り、北詰と原告との間でトラブルが発生した。（甲1の2、弁論の全趣旨）
- (2) 原告は、平成23年4月18日、中野署を訪問し、北詰を被告訴人とする名誉毀損等の事件の告訴状を提出しようとしたが、原告の応対をした同署刑事組織犯罪対策課警部補荻原博幸（以下「荻原警部補」という。）は、原告の告訴を受理しなかった。（争いがない。）
- (3) 原告は、平成23年7月13日、中野署を訪問し、再び、北詰を被告訴人とする告訴状を提出しようとしたが、原告の応対をした荻原警部補は、刑事事件として原告の告訴を受理することは困難である旨説明し、原告の告訴を受理しなかった。（争いがない。）
- (4) 原告は、平成23年10月5日、上記(3)の告訴状のほか、北詰の著作権侵害についてまとめた書面を持参し、中野署を訪問した。その後、同署生活安全課巡查部長大橋一浩は、原告に対し、電話で、文部科学省に問い合わせた結果、著作権侵害には当たらないとの回答を得たことを伝え、原告の告訴を受理しなかった。（弁論の全趣旨）
- (5) 北詰は、平成23年10月5日、池上署を訪問し、原告を被告訴人とする名誉毀損、信用毀損及び業務妨害事件の告訴状を提出し、池上署の署員は、北詰の告訴を受理した。（争いがない。）

(6) 原告は、平成24年4月3日、中野署を訪問し、北詰を被告とする虚偽告訴事件の告訴状を提出しようとしたが、原告の応対をした同署刑事組織犯罪対策課丸山幹雄巡査長は、原告に対し、虚偽告訴には該当しない旨説明し、原告の告訴を受理しなかった。（争いがない。）

3 当事者の主張

(1) 原告の主張

ア 警察法第2条第2項によれば、警察の活動は「不偏不党且つ公平中正」でなければならないとされ、憲法第15条によれば、公務員は全体の奉仕者とされている。同じ被告の警察機関である池上署の署員が北詰の告訴を受理しながら、中野署の署員が原告の告訴を受理しないという取扱いをするのは、公平性を欠くものであり、違法である。

イ 上記公平性を欠く取扱いにより原告の受けた精神的損害は、これを金銭に評価すると1万円を下ることはない。

ウ よって、原告は、被告に対し、国家賠償法第1条第1項に基づき、損害賠償として、1万円の支払を求める。

(2) 被告の認否

争う。警察官による告訴の受理は公益目的の職務行為であり、中野署又は池上署の署員らが原告個人に対する関係で告訴を受理し、又は不受理とすべき職務上の義務を負うことはないから、同署員らの告訴の受理又は不受理に係る行為が国家賠償法上違法と評価される余地はない。

第3 判断

1 本件は、原告が被告に対し、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償を求めた事案であるところ、同項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定するものであるから、同項に基づく損害賠償請求権が認められるためには、被告の公

権力の行使に当たる公務員が個別の国民としての原告に対して負担する職務上の法的義務の違背がなければならない（最高裁判所昭和53年（オ）第1240号昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁参照）。また、同項に基づく損害賠償請求権が認められるためには、損害賠償の対象となり得るような原告の法的利益の侵害が存することが必要と解される（最高裁判所平成17年（受）第2184号平成18年6月23日第二小法廷判決・判例時報1940号122頁参照）。

2 以上を前提に、まず、中野署の署員らが原告の告訴を受理しなかった点について検討する。

- (1) 告訴とは、被害者その他法律上告訴権を有する一定の者が、検察官又は司法警察員に対して犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示である。
- (2) 他方、犯罪の捜査は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではなく、被害者が捜査によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではない（最高裁判所平成元年（オ）第825号平成2年2月20日第三小法廷判決・裁判集民事159号161頁参照）。
- (3) すなわち、告訴を端緒として行われる捜査や犯人の訴追も、国家及び社会の秩序維持という公益上の見地から行われるものであって、告訴人の私的な利益のために行われるものではないから、捜査機関は告訴をしようとする者との関係で、告訴を受理する職務上の義務を負担するものではなく、告訴の不受理は告訴をしようとした者の法律上保護された利益を侵害するものではない。刑事訴訟法第242条において、告訴を受けた司法警察員が速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならないとされていることは、個別の国民としての原告個人との関係で、中野署の署員らが原告の告訴を受理する義務を負う根拠となるものではない。

(4) そうすると、中野署の署員が、個別の国民としての原告に対する関係で告訴を受理する職務上の義務を負うものではない以上、原告の告訴を受理しなかった中野署の署員らの行為は、同署員らが原告に対して負担する職務上の法的義務に違反する行為ということはできず、当該行為により、原告の法律上保護された利益が侵害されたということもできない。

2 次に、池上署の署員が北詰の告訴を受理した点についても、同様に、その行為は、国家及び社会の秩序維持という公益上の見地から行われる犯罪の捜査のために行うものであるから、これにより、池上署の署員が個別の国民としての原告に対して負担する職務上の法的義務に違反し、原告の法律上保護された利益を侵害したものということはできない。

3 原告は、原告の告訴が受理されなかったのに北詰の告訴が受理されたことは、公平性を欠く行為として違法になると主張する。しかしながら、告訴は、公益上の見地から行われる犯罪捜査の端緒であり、被告の警察署の署員による告訴の受理又は不受理が原告個人に対する職務上の義務に違反する行為ではなく、原告の法律上保護された利益の侵害にもならないことは、上記のとおりであるから、結果的に、北詰の告訴が受理され、原告の告訴が受理されないことになったからといって、国家賠償法上違法になることはないというべきである。のみならず、そもそも、原告及び北詰の各告訴は、それぞれ相手方を被告訴人とする異なる犯罪事実に係る告訴であって、同一の告訴ということはできないから、一方の告訴のみが受理されたことによって、公平性を欠く取扱いがされたということはできない。したがって、原告の上記主張は、その前提を欠くものであるから、理由がない。

第4 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第48部

裁判長裁判官 清 水 響

裁判官 大 嶋 洋 志

裁判官 今 泉 さ や か